

誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業委託要項

制 定	平成30年	5月	11日
一部改正	令和 2年	4月	27日
一部改正	令和 2年	5月	14日
一部改正	令和 3年	3月	16日
一部改正	令和 3年	5月	19日
一部改正	令和 4年	3月	8日
一部改正	令和 5年	2月	10日
一部改正	令和 5年	10月	30日
一部改正	令和 6年	5月	30日

ス ポ ー ツ 庁 次 長 決 定

1. 趣 旨

地域のスポーツ施設の老朽化や財政の制約、人口減少・高齢化による住民ニーズの変化等がある中で、持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保・充実していくため、公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など既存ストックのフル活用、オープンスペースの活用、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の普及啓発等を総合的に実施し、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりを推進する。

2. 事業の内容

本事業では、以下の事業を実施する。

- ① 社会体育施設や学校体育施設における社会的価値の可視化や新たな官民連携のあり方、地域スポーツの場としての有効活用の推進を行い、地域の核となりうる施設への転換に向け、ケーススタディを通してあり方を検討する。
- ② オープンスペース等を用いて、誰もがスポーツにアクセスできる場づくりの促進に向けた都市のあり方を構築するため、ケーススタディを実施する。
- ③ 町道場等の民間スポーツ施設の持続的な経営の実現に向け、モデル事業の実施等を通じて、地域のスポーツの場として公共的な観点から活用する方策を構築する。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、地方公共団体、法人格を有する団体及び任意団体（以下「団体」という。）とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁に提出すること。
- (2) 任意団体が事業の委託を受けようとするときは、履行体制確保のため、構成員、会計基準等の必要な事項が記載された書面を提出し、スポーツ庁の承認を受けなければならない。
- (3) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内

容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

8. 事業完了（廃止）の報告

団体は、本事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。